

2019年2月2日

公認会計士 短答式試験対策シリーズ アドバンスト問題集 第4版

改正対応レジュメ

公認会計士・監査審査会は、平成31年1月18日に「平成31年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」を公表しました。それによれば、「第II回短答式試験及び論文式試験については、平成31年4月1日現在（租税法は、平成31年1月1日現在）施行（適用）の法令基準等によるものとしますが、法令基準等の改正等に伴い変更が必要な場合には、まず平成31年1月に暫定版を公表し、その後平成31年4月に確定版を公表する予定です。」とされています。

平成30年5月18日に「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」が成立しました。

商法改正は、カタカナ文語体の表記の部分（改正前商法543条～）を平仮名・口語体に改めるとともに、明治32年（1899年）の商法制定以来、実質的な見直しがほとんどされていなかった運送・海商法制（海上運送、船舶の衝突、海難救助、海上保険、船舶先取特権など、海事に関する特別な私法上の規律をいう）の現代化を図り、これまで規定を欠いていた航空運送・複合運送（陸・海・空を組み合わせた運送）についても、商法の規律を及ぼすものです。

商法改正により、条文の用語が変わったり（ex. 毀損→損傷、運送状→送り状）、従来の規定や制度が廃止・削除されたり（ex. 貨物引換証の制度は廃止された）、新たな制度が明文化されたり（ex. 危険物に関する通知義務）、条文番号が変わったりしました。

商法改正の一部は平成31年（2019年）4月1日から施行され、残りは平成32年（2020年）4月1日から施行されます。

商法改正について、平成32年（2020年）4月1日から施行される規定があるのは、平成29年（2017年）5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されるのと合わせたものです。たとえば、商法改正では、民法改正との整合性を保つため、商事法定利率（商法514条）および商事時効（商法522条）の規定が削除され、平成32年（2020年）4月1日以降は民法の規定によることになりました。

平成31年第II回試験用に、平成31年4月1日現在施行（適用）の法令に合わせて、『公認会計士 短答式試験対策シリーズ アドバンスト問題集 第4版』の訂正事項を次頁に記載します。

【問題 69・70 を以下に差し替え】

p 70

問題 69

物品運送に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 荷送人は、運送人の請求により、法定の事項を記載した送り状を交付しなければならない。
- イ. 荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。
- ウ. 物品運送契約は、運送人が荷送人からある物品を受け取りこれを運送して荷受人に引き渡すことを約し、荷送人がその結果に対してその運送賃を支払うことを約する契約であるから、運送人は荷送人以外の者に対して運送賃を請求することはできない。
- エ. 荷送人は、運送人に対し、運送の中止、荷受人の変更その他の処分を請求することができない。

- 1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 69 解答

正解 1

【本問のポイント】

物品運送

【解説】

ア. **正しい**。荷送人は、運送人の請求により、①運送品の種類（商法 571 条 1 項 1 号）、②運送品の容積もしくは重量または包もしくは個品の数および運送品の記号（商法 571 条 1 項 2 号）、③荷造りの種類（商法 571 条 1 項 3 号）、④荷送人および荷受人の氏名または名称（商法 571 条 1 項 4 号）、⑤発送地および到達地（商法 571 条 1 項 5 号）を記載した送り状を交付しなければならない（商法 571 条 1 項柱書）。送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することもできる（商法 571 条 2 項）。なお、運送状（改正前 570 条）の用語は、商法改正で「送り状」に変わった。また、貨物引換証（改正前 571 条～575 条）の制度は、近時の陸上運送実務においてその利用例がなく、削除された。

イ. **正しい**。改正前商法には、危険物に関する荷送人の通知義務について特段の規定はなく、信義則上、荷送人がそのような義務を負うと解されるにとどまっていた。この点につき、現代社会における危険物の多様化やその取扱いの重要性に鑑みると、危険物に関する通知義務を明文化することが望ましい。そこで、商法改正により、危険物に関する通知義務が明文化された（商法 572 条）。

ウ. **誤り**。荷受人は、運送品を受け取ったときは、運送人に対し、運送賃等を支払う義務を負う（商法 581 条 3 項）。

エ. **誤り**。荷送人は、運送人に対し、運送の中止、荷受人の変更その他の処分を請求することができる（商法 580 条前段）。この場合において、運送人は、既にした運送の割合に応じた運送賃、付随の費用、立替金およびその処分によって生じた費用の弁済を請求することができる（商法 580 条後段）。物品の運送には時間を要するから、この間に買主の信用状態が変わったり、経済情勢が大きく変化することがある。荷送り人による運送の中止等の請求（商法 580 条）は、荷送人にそのような変化に対応することを可能とさせる趣旨である。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題 70

物品運送に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 運送人は、運送品に関して受け取るべき運送賃、付随の費用及び立替金についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。
- イ. 運送品の滅失又は損傷の場合における損害賠償の額は、原則として、その引渡しがされるべき地及び時における運送品の市場価格（取引所の相場がある物品については、その相場）によって定める。
- ウ. 貨幣、有価証券その他の高価品については、運送人の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたときであっても、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知した場合でなければ、運送人は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない。
- エ. 運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しがされた日（運送品の全部滅失の場合にあつては、その引渡しがされるべき日）から 5 年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 70 解答

正解 1

【本問のポイント】

物品運送

【解説】

- ア. **正しい**。商法 574 条。改正前商法では、運送人の留置権の被担保債権の範囲について、運送取扱人の留置権の被担保債権（運送品に関して受け取るべき報酬、運送賃その他委託者のためにした立替えまたは前貸し）の規定が準用されていた（改正前商法 589 条、562 条）。改正商法は、取引実態に応じて、付随の費用（保管料等）を被担保債権に追加した上、前貸しを被担保債権から削除した。
- イ. **正しい**。商法 576 条 1 項本文。改正前商法 580 条は、損害賠償額の定額化に関する規定であるが、同様の趣旨に基づく国際海上物品運送法 12 条の 2 第 1 項において、運送品の市場価格の有無に応じた詳細な規律が設けられていることから、同項との整合性等を勘案して、表現を整理した。なお、市場価格がないときは、その地および時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によって定める（商法 576 条 1 項ただし書）。なお、576 条 3 項参照。
- ウ. **誤り**。貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するにあたって、その種類および価額を通知（改正前商法は「明告」と表現していた）しなければならず、通知がなければ運送人は滅失・損傷・延着について損害賠償の責任を負わない（高価品の特則、商法 577 条 1 項）。高価品は、盗難その他の事故が生じやすく、損害額も巨額になるのに、高価品であることの通知がなければ、運送人は危険に見合う特別な注意を払うことや、保険をかけたか、割増運賃を請求するなどの対処ができない。そこで、運送人に予想外の不利益を与えるのを防止するため、577 条 1 項（高価品の特則）が設けられている。575 条、576 条 1 項の特則である。改正商法は、①物品運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知っていたとき、②運送人の故意または重大な過失によって高価品の滅失、損傷または延着が生じたときには、高価品の特則の適用を除外する規定を設けた（商法 577 条 2 項 1 号 2 号）。①の場合には、必要な注意を払えるはずであるし、必要な注意を怠った場合における損害額について予知していたものといえるからである。②の悪意の場合には、通知があれば発生しなかつたであろう損害とはいえないし、重過失は悪意と同視されるからである。
- エ. **誤り**。改正前商法では、運送人の責任は、荷受人が運送品を受け取った日（全部滅失にあつては、引渡しができるべき日）から 1 年の消滅時効に服するとした上で（改正前商法 589 条・566 条 1 項 2 項）、運送人に悪意がある場合には、5 年の商事消滅時効に

服すると定めていた（改正前商法 589 条・566 条 3 項，522 条）。商法改正は，運送品の引渡し後 1 年が経過してから運送人の主観的態様が争われることは適当でないことや，荷主においても，賠償請求に要する準備期間は運送人の主観的態様によって異なること等の理由で，商法改正により，運送人の責任期間が 1 年に短縮された（商法 585 条 1 項）。

以上より，正しいものはアとイであることから，正解は 1 となる。

以上